

2020 『出る順宅建士』 訂正表

令和2年2月21日

『出る順宅建士シリーズ』ご利用の皆様

株式会社東京リーガルマインド
宅建試験部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

●内容訂正

◆出る順宅建士 合格テキスト ①権利関係

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
143 ページ 13 行目	訂正	～と同様に、 <u>債権者</u> への通知 又は債務者の承諾が～	～と同様に、 <u>債務者</u> への通知 又は債務者の承諾が～
152 ページ 7 行目	訂正	～気付いたときから1年以内 にそのことを <u>買主</u> に通知～	～気付いたときから1年以内 にそのことを <u>売主</u> に通知～
376 ページ 博士の言葉	削除	<u>請負の目的物が～要注意じゃ。</u>	全文削除

◆出る順宅建士 合格テキスト ②宅建業法

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
291 ページ 24 行目 (b)①(ア) d の 4 行目	削除	廃業等の届出をした場合に、 <u>免許取消処分</u> の聴聞の期日等 <u>の公示の日前60日以内にその</u> <u>法人の役員であった者で、～</u>	下線部削除



◆出る順宅建士 ウォーク問過去問題集 ②宅建業法

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
90 ページ 問 43 解説 肢ウ 4 行目	訂正	のとなった場合、 <u>その後見人は、～</u>	のとなった場合、 <u>本人又はその法定代理人もしくは同居の親族は、～</u>
94 ページ 問 45 解説 肢 4 一行解説	訂正	誤 <u>本人が届け出るのはない。</u>	誤 <u>届け出るのは本人に限られない。</u>
94 ページ 問 45 解説 肢 4 4 行目	訂正	都道府県知事に <u>その後見人が届け出なければならない</u>	都道府県知事に <u>本人又はその法定代理人もしくは同居の親族が届け出なければならない</u> 。本人に限られるわけではない

●誤植修正

◆出る順宅建士 合格テキスト ①権利関係

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
巻頭特集 v ページ 17 行目	訂正	(e)時効の完成猶予及び更新 ⇒詳細は <u>165</u> 頁	(e)時効の完成猶予及び更新 ⇒詳細は <u>65</u> 頁
巻頭特集 v ページ 25 行目	訂正	(f)債権の消滅時効 ⇒詳細は <u>162</u> 頁	(f)債権の消滅時効 ⇒詳細は <u>61</u> 頁
巻頭特集 vi ページ 1 行目	訂正	(g)代理⇒詳細は <u>192</u> 頁	(g)代理⇒詳細は <u>92</u> 頁
83 ページ 「出る！」 問題	削除	ウオーク問①： <u>問 7・・・(2)</u> 問 16・・・(3)	下線部削除

◆出る順宅建士 合格テキスト ②宅建業法

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
43 ページ 8 行目	訂正	も、5年間は免許を取得できません。 <u>⑦</u> の免許取消処分～	も、5年間は免許を取得できません。 <u>⑧</u> の免許取消処分～
43 ページ 下から2行目	訂正	<u>⑨</u> の法人を実質上動かしていた役員も、～	<u>⑩</u> の法人を実質上動かしていた役員も、～
44 ページ 下から3行目	訂正	～役員又は政令で定める使用人が免許の基準①～ <u>⑩</u> に～	～役員又は政令で定める使用人が免許の基準①～ <u>⑪</u> に～
47 ページ 一覧表⑩	訂正	<u>⑪</u> <u>⑨</u> の期間内に合併により～	<u>⑪</u> <u>⑩</u> の期間内に合併により～
58 ページ 「出る！」 問題	削除	ウオーク問②： ～ 問 85・・・(4) <u>問 171・・・(4)</u>	下線部削除